

沿革史 (本庁)

年 月 日	概 要
明治	
元. 1. 22	明治政府は大阪の本町4丁目に大阪鎮台を設けた。
元. 1. 27	これを大阪裁判所と改称、摂津、河内、和泉それに播磨の国を支配した。これが大阪における地方官設置の初めであり、わが国法令上裁判所の名称が用いられた最初である。しかし、この裁判所は今日の意味の裁判所ではなく一つの行政官庁であって、聴訟（民事）断獄（刑事）をも併せ行っていた。
元. 5. 2	大阪裁判所を廃して大阪府が設けられた。
4. 7. 9	司法省が設けられた。
5. 10. 20	府県裁判所として大阪裁判所が設けられることになり、聴訟断獄に関する事務を大阪府から引き継ぐとともに、翌6年1月18日中之島1丁目8番地（現在の市庁所在位置）において開庁した。これが大阪地方裁判所の起源である。
8. 4. 14	大審院が設けられた。
8. 5. 4	上等裁判所が設けられ、府県裁判所（大阪裁判所）の裁判に不服なもの控訴を覆審することになった。
8. 5. 24	その管轄が定められ大阪上等裁判所は西道頓堀通1丁目1番地において7月2日開庁した。これが大阪高等裁判所の起源である。
9. 2. 17	大阪裁判所第一支庁が堂島浜通2丁目16番地において、同第二支庁が天王寺村362番地において開庁した。
9. 9. 13	府県裁判所が廃止され地方裁判所が設けられたが、名称は従前どおり大阪裁判所と呼ばれ、大阪府、堺県、和歌山県を管轄区域と定められた。
9. 10. 21	堂島区裁判所が第一支庁の跡に、天王寺区裁判所が第二支庁の跡に設けられた。
9. 10. 26	大阪裁判所管内に堺、和歌山の2支庁及び奈良、田辺、堺、和歌山の4区裁判所が増置された。
10. 2. 1	堺支庁管内に五条区裁判所が増置された。
11. 11. 19	堂島区裁判所を大阪裁判所本庁内に移し中之島区裁判所と改称した。
14. 10. 6	上等裁判所を控訴裁判所、地方裁判所を始審裁判所、区裁判所を治安裁判所と改称、支庁が廃止されることになり、翌15年1月1日から実施された。
16. 1. 10	始審裁判所支庁が置かれた。
19. 5. 4	控訴裁判所は控訴院と改称された。
22. 2. 11	大日本帝国憲法が發布された。
23. 1. 18	大阪市北区若松町（現庁舎位置）に合同庁舎の建築が進み、大阪控訴院は土佐堀の庁舎から、大阪始審裁判所は中之島の庁舎から移転した。この合同庁舎は4月25日完成した。

23.	1.	20	中之島治安裁判所も同合同庁舎に移転し若松町治安裁判所と改称したが、その後同裁判所は大阪区裁判所となり西区土佐堀4丁目の元控訴院跡へ移った。
23.	2.	10	裁判所構成法が公布され、11月1日から施行された。始審裁判所は地方裁判所、治安裁判所は区裁判所と改称された。大阪地方裁判所は大阪府を管轄し、管内に大阪、池田、茨木、枚方、天王寺、堺、岸和田、富田林の各区裁判所が設けられることになった。
29.	1.	4	大阪控訴院から出火、合同庁舎が全焼した。大阪地方裁判所は土佐堀の大阪区裁判所庁舎内において事務を取り扱った。
32.	2.	13	天王寺区裁判所が廃止された。
33.	3.	31	焼失した合同庁舎跡に新庁舎が竣工した。
42.	7.	31	北区に大火があり、再び庁舎が全焼した。大阪地方裁判所は大阪区裁判所内において事務を取り扱った。
大正			
2.	4.	5	池田、茨木、枚方、岸和田、富田林各区裁判所が廃止された。
6.	3.	31	焼失した庁舎跡に煉瓦造銅板葺3階一部4階建の高塔のある建物が竣工（以下本庁舎と表記）、大阪控訴院、大阪地方裁判所、大阪区裁判所が入った。
8.	3.	24	岸和田区裁判所が再び設けられた。
昭和			
3.	8.	20	陪審法の施行に備え、東別館が新築された。
3.	10.	1	陪審法施行（昭和18年法律第88号により停止）
20.	2.	20	北区若松町調停庁舎の寄附を受けた。
21.	11.	3	日本国憲法が公布された。
22.	4.	16	裁判所法及び同施行法が公布され、同時に裁判所構成法及び同施行条例が廃止となり、ともに5月3日新憲法の施行と同時に施行された。
22.	4.	17	下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律が公布され、5月3日から施行された。これによって新たに大阪府を管轄区域とする大阪地方裁判所が大阪市に設けられ、同時に設けられた大阪高等裁判所の管轄に属することになった。
22.	5.	3	裁判所法施行令により大阪地方裁判所管内には堺及び岸和田に支部が設けられた。次いで地方裁判所支部の名称、権限及び管轄区域並びに簡易裁判所の設立及び管轄区域が定められ実施された。
22.	12.	6	家事審判法が公布され、大阪地方裁判所管内には大阪、堺、岸和田各家事審判所が設けられて翌23年1月1日から施行された。
23.	7.	12	検察審査会法が施行され、各地方裁判所及び同支部の所在地に検察審査会が設けられることになった。次いで11月29日その名称及び管轄区域が定められ、大阪地方裁判所管内には大阪第一、大阪第二、堺、岸和田各検察審査会が設けられて同日施行された。大阪第一、大阪第二各検察審査会は地裁調停庁舎内において、堺、岸和田各検察審査会は当該支部庁舎内においてそれぞれ事務を開始した。
24.	1.	1	裁判所法の一部が改正施行されて家庭裁判所が創設されることになり、家事審判所が廃止された。
32.	11.	30	東新館1号が新築され、翌33年6月30日3階建の法廷庁舎を増築、次いで昭和34年6月30日同館2号を新築、昭和37年3月28日には1号と2号の間に事務庁舎増築、これらをつなぎ合わせて東新館は1棟建物となり、刑事部の大部分がこれに入った。

39.	3.	19	大阪市東区法円坂町大阪簡易裁判所敷地内に大阪地方裁判所法円坂分室庁舎が新築され、民事部の一部が入り同年5月18日事務を開始した。
40.	12.	1	大阪地方裁判所執行吏合同役場庁舎が本庁舎北側に新築され、本庁執行吏全員が、この役場で執務することになった。
41.	9.	10	若松町調停庁舎が法務省合同庁舎建設のため検察庁に所管換え
41.	12.	19	北新館が新築され、第14民事部（執行部）が入った。
42.	3.	1	大阪市東区大手前之町大阪家庭裁判所庁舎北側に接続して、大阪地方裁判所、簡易裁判所調停庁舎が新築され、第6民事部（破産、非訟、会社部）調停係、大阪第一、第二検察審査会が入り、大阪地方裁判所大手前分室として発足した。
44.	2.	8	大阪地方裁判所執行官合同役場が元大阪法務局北出張所庁舎（本庁舎西側）に移転
44.	4.	21	旧大阪拘置所跡に大阪高裁、地裁、簡裁3庁合同庁舎新築工事のため北新館、東北新館、西新館が取り壊されることになり、第14民事部、資料室が本庁舎内に移転した。
44.	5.	16	大阪市東区法円坂町1番地交通事件即決裁判部庁舎内の大阪簡裁令状部が東新館に移転した。
44.	5.	29	大阪高裁・地裁・簡裁合同庁舎起工式が執り行われ、3庁合同庁舎新築第1期工事が開始された。
44.	8.	11	8月11日から12月27日までの間、法円坂分室から第3、第51、第55、第56、第57各民事部が本庁舎内に移転復帰した。
47.	3.	25	合同庁舎新築工事のうち法廷棟工事が完成
47.	4.	3	本庁舎内の高裁、地裁民事部、法円坂分室の地裁民事部、大阪簡裁（交通即決裁判部、調停係を除く。）及び執行官合同役場が順次同法廷棟に仮移転を開始、4月12日完了した。
48.	9.	30	合同庁舎新築工事のうち、玄関ホール等の一部を残し事務棟完成、さきの法廷棟と合して地下2階、地上11階、塔屋3階、最高部高56.58米、建築面積6,107平方米、延面積51,513平方米、東西120米、南北34米、エレベーター15基を備え、空調、防災設備完備の最新高層ビルとしての新庁舎がほぼ完成した。
48.	10.	15	法廷棟の一部を仮使用中の高裁、地裁民事部、大阪簡裁（交通即決裁判部、調停係を除く。）の事務棟への移転を初めとして、本庁舎から高裁、地裁事務局、高裁刑事部、大手前分室から地裁第6民事部、大阪簡裁調停係、大阪検審が順次移転し、同月24日地裁刑事部を除き移転が完了した。
48.	11.	18	新合同庁舎の法廷改修工事完了、翌19日本庁舎から地裁刑事部が移転し、ここに高裁、地裁、大阪簡裁（交通即決裁判部を除く。）、大阪第一、第二検審の全部が新合同庁舎に統合された（昭和49年3月25日竣工）。
53.	2.	1	北区西天満2丁目1番10号に所在地表示が変更された。
平成			
	2.	3. 10	大阪高等・地方・簡易裁判所合同庁舎別館新築工事に着工した。別館庁舎の規模は、地下2階、地上14階、塔屋1階、最高部高67.55米、延面積約23,700平方米の高層ビルとなる。
	4.	12. 25	外構工事、各種機器の運転調整、法令検査等を行った後、竣工に至る。その後、平成5年1月11日に引渡しを受けた。
	5.	2. 末	大阪簡裁、大阪地裁の一部（民事調停部、資料課）、大阪高裁の一部（第1民事部～第12民事部、資料課、診療所）検察審査会（第一、第二）等が、順次移転を完了し、それぞれ執務を開始した。

5.	3.	未	大阪地裁第10民事部が移転し、統合予定の市内3簡裁（生野，西淀川，阿倍野）についても移転を完了し、同年4月1日から新たに大阪簡裁として執務を開始した。
7.	6.	未	大阪高等・地方・簡易裁判所合同庁舎本館の一部改修工事を完了し、現在に至る。
11.	10.	5	淀川区三国本町の大阪簡裁交通部・大阪区検察庁交通分室合同庁舎の敷地内において大阪地裁執行部・大阪簡裁交通分室合同庁舎新営工事に着工した。
13.	1.	29	大阪地裁第14民事部（民事執行事件部）及び出納第二課（平成12年8月1日出納課から出納第一課及び同第二課に分課）が大阪地裁執行部・大阪簡裁交通分室合同庁舎に移転完了の上、執務を開始した。
13.	3.	30	大阪地裁執行部・大阪簡裁交通分室合同庁舎が竣工した。
15.	3.	25	大阪地裁第14民事部及び出納第二課の移転後、大阪高等・地方・簡易裁判所合同庁舎本館及び別館の一部改修工事を完了した。
18.	9.	28	大阪高等・地方・簡易裁判所合同庁舎第二別館として、旧大阪弁護士会館の土地及び建物を大阪弁護士会から購入し、引渡しを受けた。
19.	5.	28	引渡しを受けた旧大阪弁護士会館は、改修工事を経て大阪高等・地方・簡易裁判所合同庁舎第二別館として竣工し（平成19年3月30日）大阪地裁第6民事部（民事破産事件部），出納第一課及び検察審査会（第一，第二）等が順次移転完了の上、執務を開始した。
21.	3.	未	裁判員裁判制度が開始されることに伴う裁判員裁判用法廷の新設等、大阪高等・地方・簡易裁判所合同庁舎本館及び別館の改修工事が完了した。
23.	7.	2	大阪高等・地方・簡易裁判所合同庁舎新館庁舎新営工事に着工した。
26.	1.	14	新館が完成し、大阪地裁（第4，6，15民事部，刑事訟廷事務室，第11～15刑事部，出納第一課）及び検察審査会（第一から第四）が順次移転完了の上、執務を開始した。
27.	3.	未	新館に移転した部署の跡地を利用するなどして、大阪高等・地方・簡易裁判所合同庁舎本館及び別館の様替工事が完了した。